

## 存在月数の計算について

### 市民税（法人市民税）

市民税課(TEL 098-861-3328)

《存在月数の計算について》(法312④、法321の13③)

(1) 均等割の存在月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てます。

① 事業年度(4月1日から3月31日まで)で那覇市に事務所等を有していた期間を次のように、暦に従って計算します。

- ・4月1日 ~ 4月20日 → 20日存在 → 存在月数は1月になります。
- ・4月1日 ~ 5月20日 → 1月20日存在 → 存在月数1月になります。
- ・4月15日 ~ 6月20日(開始日が月中途の場合)
  - 4月15日~6月14日 2月
  - 6月15日~6月20日 6日(切り捨て)→ 存在月数は2月になります。

(2) 法人税割の存在月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月としますが、1月に満たない端数を生じたときは切り上げます。

(3) 存在月数の計算は、初日算入の特例があり、事務所を開設した初日も算入します(両端算入)。

\* 更正または決定の場合の納期限は初日不算入ですので注意が必要です。